

令和8年1月15日  
広島市環境局産業廃棄物指導課

## 産業廃棄物処理施設の使用の停止命令の解除について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第15条の2の7の規定により、令和7年12月17日付けで産業廃棄物処理施設の改善及び使用の停止を命じていましたが、次のとおり改善を確認し、令和8年1月14日付けで使用の停止命令を解除しました。

### 1 対象施設（対象者）

- (1) 名 称 有限会社秀知産業
- (2) 本社所在地 広島市安佐北区安佐町大字小河内字上堂原4759番地
- (3) 代表者 代表取締役 中川 一直
- (4) 施設の種類 焼却施設
- (5) 施設所在地 広島市安佐北区安佐町大字小河内字堂原4557番地

### 2 解除の理由

令和7年12月25日付けで有限会社秀知産業から、焼却施設の改善を実施し、その後の自主検査により排ガス中のダイオキシン類濃度が $2.9\text{ ng-TEQ}/\text{m}^3$ となり、排出基準（ $5\text{ ng-TEQ}/\text{m}^3$ ）に適合している旨の報告があった。また、令和8年1月9日に立入検査を実施し、施設が改善されていることを確認した。

このことは、廃棄物処理法第15条の2の3第1項で規定された産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準に適合している。

処分についての連絡先  
広島市環境局産業廃棄物指導課  
電話：082-504-2226  
メール：sanhai@city.hiroshima.lg.jp